

## § 仮定のケース

Y社では、繁忙期には年間720時間まで残業させてもよいとする労使協定を結んでいた。

Aさんは、ある年の1月から、次のような時間外労働をした。

9月30日、疲労困憊で帰宅したAさんは、翌朝未明、急性心筋梗塞を発症して死亡した。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
当月残業時間	80時間	75時間	80時間	75時間	80時間	75時間	80時間	60時間	95時間
1月からの累計		155時間	235時間	310時間	390時間	465時間	545時間	605時間	700時間
発症までの期間				6ヶ月	5ヶ月	4ヶ月	3ヶ月	2ヶ月	1ヶ月
発症6ヶ月前から発症までの累積残業時間				4~9月 累計465時間	5~9月 累計390時間	6~9月 累計310時間	7~9月 累計235時間	8~9月 累計155時間	
発症6か月前までの平均残業時間				6ヶ月平均 77.5時間	5ヶ月平均 78時間	4ヶ月平均 77.5時間	3ヶ月平均 78.3時間	2ヶ月平均 77.5時間	

①年間時間外労働時間  
累計700時間

年間720時間未満

刑事罰の  
対象外

②発症1か月前の  
残業時間95時間

100時間未満

③発症前2~6か月間  
の平均残業時間

80時間未満

～脳・心臓疾患の労災認定基準～

平成13年12月12日付け労働基準局長通達によれば、以下のいずれかを満たす場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価される。

①発症前の連続する2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月、5ヶ月、6ヶ月の時間外労働の平均のいずれかが、概ね80時間超であること

②発症前1ヶ月の時間外労働が概ね100時間超であること

出典：考えられる労働者のケースを仮定して  
大西健介事務所で作成

パネルの写し

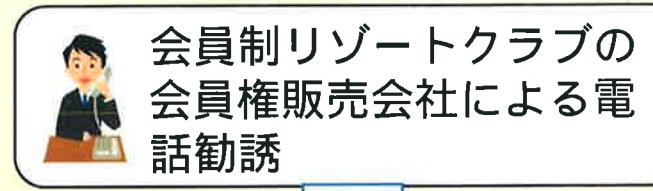
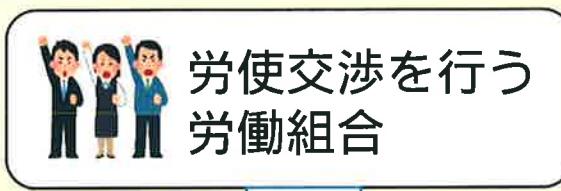
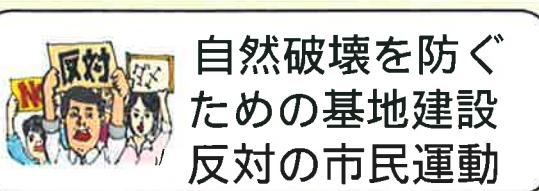
平成29年2月17日

衆議院予算委員会 大西健介（民進党）配布資料

# 普通の団体が対象になる恐れ？

もともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得ることとするのが適当であるものと考えている。

(平成29年2月16日 衆議院予算委員会理事会 法務省提出資料)



国が工事を強行するなら工事車両を止めようと座り込みをした場合

組織的威力業務妨害を目的とする組織的犯罪集団？

「社長の譲歩が得られるまで」と社長を徹夜で会議室に閉じ込めた場合

組織的強要を目的とする組織的犯罪集団？

実質的に破たん状態で預託金の返還能力がないと知りながら、電話勧誘を続けた場合

詐欺を目的とした組織的犯罪集団？

## どの団体を犯罪集団と認定するかの判断は警察！

出典：法務省「2月9日山尾志桜里君要求に係る理事会協議事項について」（平成29年2月16日衆議院予算委員会理事会提出資料）  
衆議院予算委員会会議録平成29年2月2日、東京新聞平成29年1月11日および平成2月4日より抜粋して大西健介事務所で作成

パネルの写し

平成29年2月17日 衆議院予算委員会 大西健介（民進党）配布資料



## 治安維持法とテロ等準備罪(共謀罪)の政府答弁

治安維持法を巡る答弁(1925年)

「共謀罪」を巡る答弁(2017年1月)

対象拡大は?  
「抽象的文字を使わず具体的な文字を使用」「解釈を誤ることはない」

(若槻礼次郎内相、2月、衆院)

(安倍首相、30日、参院予算委)

思想取り締まり?  
「実行に着手するものを罰する。決して思想にまで立ち入って圧迫するとか研究に干渉するということではない」

(小川平吉司法相、3月、貴族院)

「国民の思想や内心まで取り締まる懸念はまったく根拠がない」「実行の準備行為があつて初めて処罰の対象」

(安倍首相、25日、参院本会議)

一般人も?  
「無辜(むご)の民にまで及ぼすという如(ごと)きことのないうに十分研究考慮を致しました」

(小川司法相、3月、貴族院)

「一般の方々がその対象となることはあり得ないことがより明確になるよう検討している」

(安倍首相、24日、衆院本会議)

拡大解釈 & 法改正で  
対象広がる

?

パネルの写し

出典：2017年2月10日 朝日新聞  
平成29年2月17日 衆議院予算委員会 大西健介（民進党）配布資料